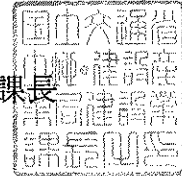


国土入企第25号
平成26年12月25日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）

本年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。また、提出された内訳書について、各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました（入札契約適正化法第13条）。これらの規定は、建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第307号）により、平成27年4月1日から施行することとされました。

つきましては、その円滑な施行に向け、運用上の留意点を別紙1のとおり各省庁あて、別紙2のとおり都道府県（及び管内市区町村、指定都市）あて送付しておりますので、参考としてお知らせいたします。